

綾瀬市下水道事業公営企業会計移行検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 地方公営企業法（平成26年法律第69号）の一部を綾瀬市下水道事業に適用し、公営企業会計へ移行するため、庁内の関係各課との調整を図ることを目的に綾瀬市下水道事業公営企業会計移行検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 下水道事業の公営企業会計への移行に関すること。
- (2) 下水道事業の公営企業会計移行後の運営等に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、下水道課長をもって充てる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者に委員会の参加を求めることができる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は委員会を総括する。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第6条 委員会に、専門的な事項の調査、調整を行うため、作業部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、下水道課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月10日より施行する。

別表（第3条関係）

委 員
企画課長
財政課長
文書法務課長
情報システム課長
職員課長
管財契約課長
下水道課長
会計課長
監査事務局長